○厚生労働省告示第二百十七号

診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）並びに保険医療機関及び保険医療養担当規則（昭和三十二年厚生省令第十五号）第二十条第二号へ及び第二十一条第二号へ並びに高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準（昭和五十八年厚生省告示第十四号）第二十条第三号へ及び第二十一条第三号への規定に基づき、使用薬剤の薬価（薬価基準）及び療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等の一部を改正する告示を次のように定め、平成三十一年四月三日から適用する。

平成三十一年四月二日

厚生労働大臣　根本　匠

使用薬剤の薬価（薬価基準）及び療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等の一部を改正する告示

（使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正）

第一条　使用薬剤の薬価（薬価基準）（平成二十年厚生労働省告示第六十号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改　正　後	改　正　前
別表 第１部～第16部　（略） 第17部　追　補　（13） 内　用　薬 品　名　規格単位　薬価 円 （ひ） ビクタルビ配合錠　１錠　6,972.30	別表 第１部～第16部　（略） （新設）

（療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等の一部改正）

第二条　療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等（平成十八年厚生労働省告示第百七号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
第十　厚生労働大臣が定める注射薬等 一　（略） 二　投薬期間に上限が設けられている医薬品 ㈠　療担規則第二十条第二号へ及びト並びに第二十一条第二号へ並びに療担基準第二十条第三号へ及びト並びに第二十一条第三号への厚生労働大臣が定める投薬量又は投与量が十四日分を限度とされる内服薬及び外用薬並びに注射薬 イ・ロ　（略） ハ　新医薬品（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第十四条の四第一項第一号に規定する新医薬品をいう。）であって、使用薬剤の薬価（薬価基準）への収載の日の属する月の翌月の初日から起算して一年（厚生労働大臣が指定するものにあっては、厚生労働大臣が指定する期間）を経過していないもの（次に掲げるものを除く。） コムクロシャンプー〇・〇五％、カナリア配合錠、アトーゼット配合錠ＨＤ、アトーゼット配合錠ＬＤ、アイセントレス錠六〇〇mg、スージャヌ配合錠、オデフシィ配合錠、ジェミーナ配合錠（一回の投薬量が三十日分以内である場合に限る。）、トラディアンス配合錠ＡＰ、トラディアンス配合錠ＢＰ、メトアナ配合錠ＨＤ、メトアナ配合錠ＬＤ、ジャルカ配合錠及びビクタルビ配合錠 ㈡・㈢　（略）	第十　厚生労働大臣が定める注射薬等 一　（略） 二　投薬期間に上限が設けられている医薬品 ㈠　療担規則第二十条第二号へ及びト並びに第二十一条第二号へ並びに療担基準第二十条第三号へ及びト並びに第二十一条第三号への厚生労働大臣が定める投薬量又は投与量が十四日分を限度とされる内服薬及び外用薬並びに注射薬 イ・ロ　（略） ハ　新医薬品（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第十四条の四第一項第一号に規定する新医薬品をいう。）であって、使用薬剤の薬価（薬価基準）への収載の日の属する月の翌月の初日から起算して一年（厚生労働大臣が指定するものにあっては、厚生労働大臣が指定する期間）を経過していないもの（次に掲げるものを除く。） コムクロシャンプー〇・〇五％、カナリア配合錠、アトーゼット配合錠ＨＤ、アトーゼット配合錠ＬＤ、アイセントレス錠六〇〇mg、スージャヌ配合錠、オデフシィ配合錠、ジェミーナ配合錠（一回の投薬量が三十日分以内である場合に限る。）、トラディアンス配合錠ＡＰ、トラディアンス配合錠ＢＰ、メトアナ配合錠ＨＤ、メトアナ配合錠ＬＤ及びジャルカ配合錠 ㈡・㈢　（略）